

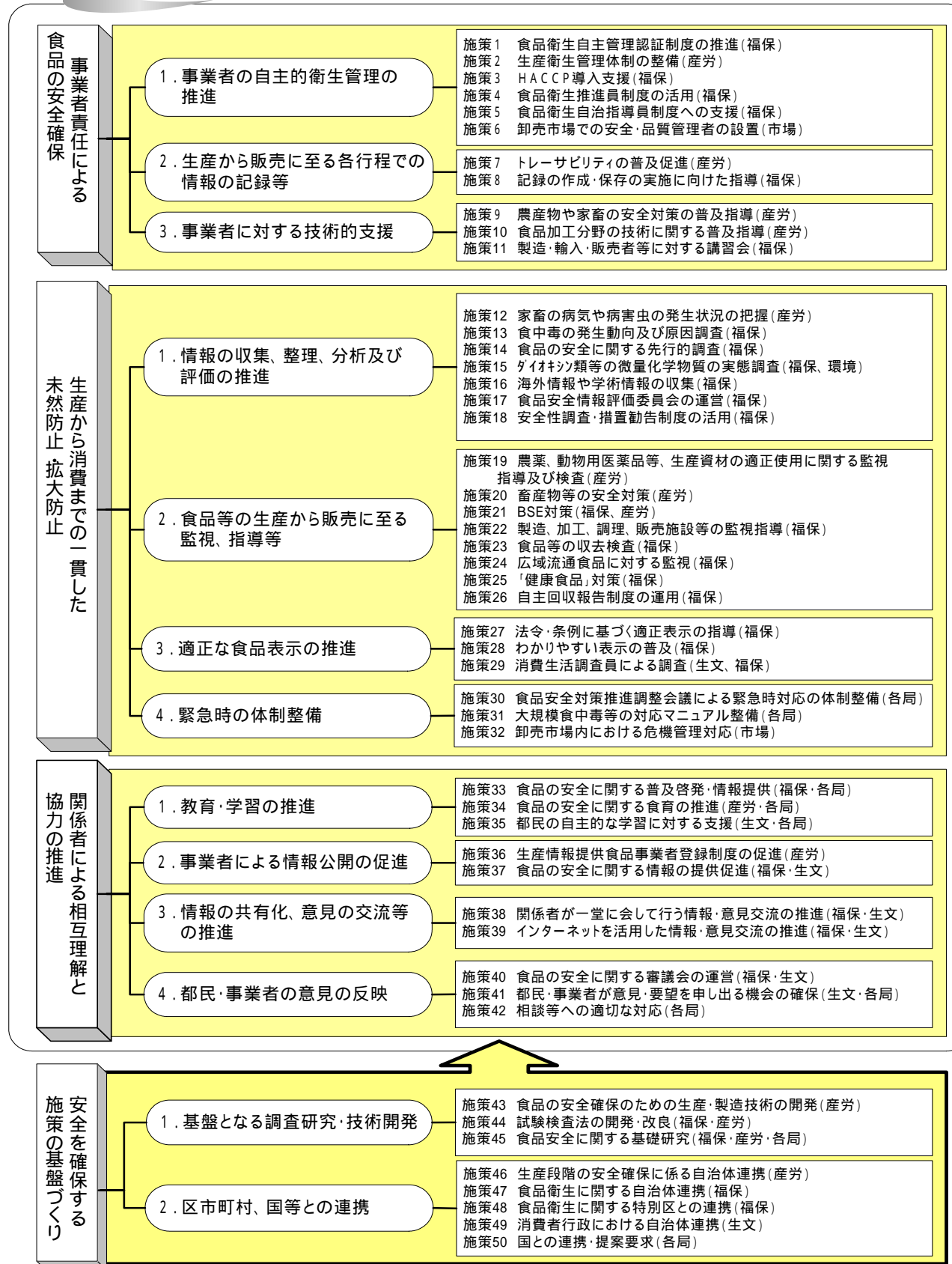
食品安全推進計画とは？

食品安全条例第7条に基づき策定
 生産から消費に至る食品安全施策の全体像を示したもの
 （基本的プラン・50施策）
 重点的・優先的に取り組む事項を戦略的プランとして位置付け
 適切な進行管理を行うために、検証方法を明記

計画の期間

施策の中期的な方向性を具体的に示すものとして
 平成17年度から21年度までの「5ヵ年計画」として策定

生産から消費に至る施策の体系（基本的プラン）



重点的・優先的に取り組むべき事項(11の戦略的プラン)

具体的に計画を明示し、関係者の協力を得ながら重点的・優先的に推進する施策

食品の安全確保を促進する

- 1 東京都自主管理認証制度の充実
- 2 東京都生産情報提供食品事業者登録制度の促進

健康への悪影響の芽をキャッチし安全を先取りする

- 3 情報収集、分析、評価と施策への反映
- 4 全庁的な危機管理体制の強化
- 5 輸入食品の安全対策の充実
- 6 農産物の生産段階での指導充実
- 7 農薬ポジティブリスト化に対応した検査体制の整備
- 8 「健康食品」対策の推進

安全をみんなで考え安心を育む

- 9 情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進
- 10 食の安全に関する食育の推進
- 11 リスクコミュニケーションの推進

戦略的プランの検証

戦略的プランの進捗状況は、審議会へ定期的に報告
 また、計画の中間年度には施策の体系の現況と併せて広く都民へ公表